

横浜市地球温暖化対策計画書制度について

横浜市では、事業者の方々と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は、地球温暖化対策計画書の提出を行う必要があります。

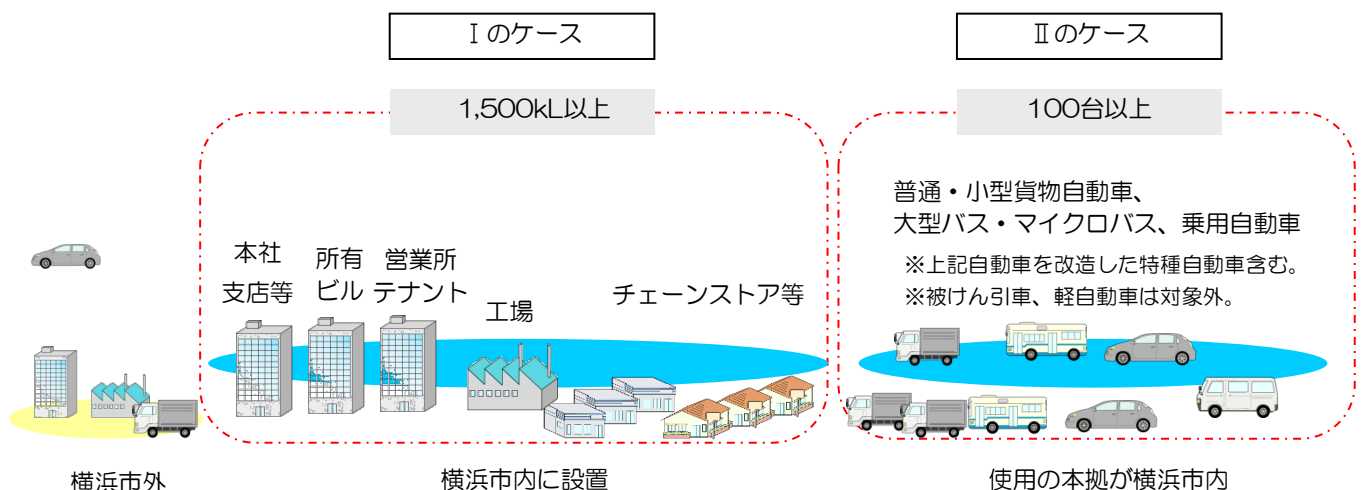
1 制度の対象となる事業者

次の要件に該当する事業者は、地球温暖化対策事業者として地球温暖化対策の計画の提出・公表とその実施状況の報告・公表が必要です。要件にあてはまらない事業者も計画の提出、実施状況の報告ができます。

- I 本市に設置しているすべての事業所^{*1}における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL 以上となる事業者
- II 事業者が事業に使用する自動車^{*2}のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数が100 台以上となる事業者

^{*1}: 連鎖化事業者（省エネ法の規定に準じる）は、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を含む

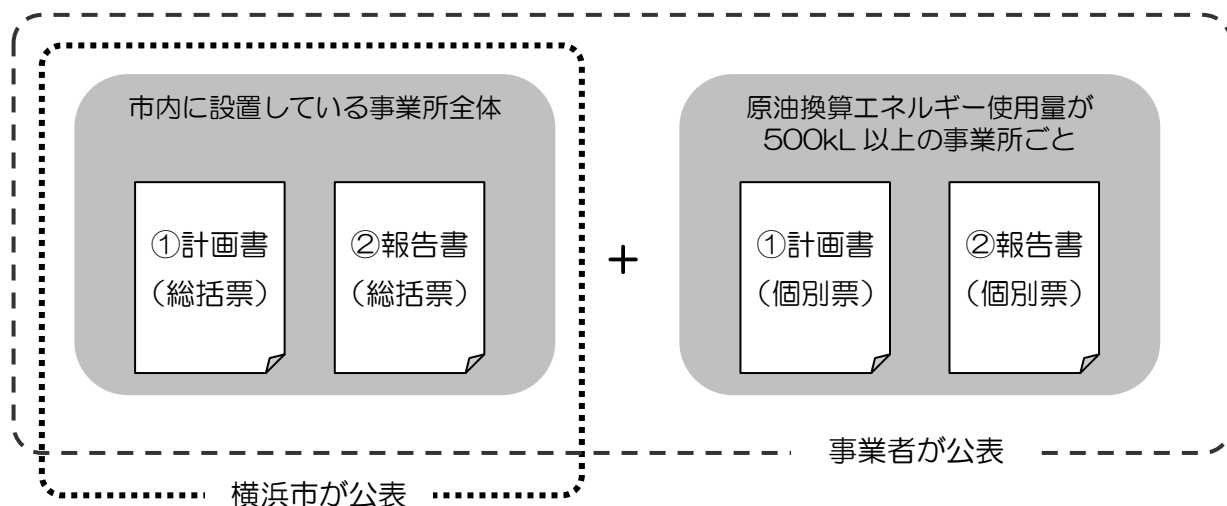
^{*2}: 自動車 NOx・PM 法施行令第4条各号に掲げる自動車（被けん引車を除く）



(参考) 原油換算エネルギー使用量が 1,500kL/年以上となる目安			
・小売店舗	約 3 万 m ² 以上	・コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
・オフィス・事務所	約 600 万 kWh/年以上	・ファストフード店	25 店舗以上
・ホテル	客室数 300～400 規模以上	・ファミリーレストラン	15 店舗以上
・病院	病床数 500～600 規模以上	・フィットネスクラブ	8 店舗以上

② 地球温暖化対策計画書、実施状況報告書の提出・公表

作成した計画の提出や、実施状況の報告に必要な書類は次のとおりです。
これらの内容は、事業者及び横浜市それぞれが公表することを条例で義務付けています。



③ 手続きの流れ

計画期間は2025～2027年の3年間です。提出期限は毎年7月末日となっています

		事業者	横浜市
第1次計画期間（3年間）	2025年度	計画書の作成・公表	○計画書の確認・評価 ○評価結果のホームページでの公表
	2026年度	報告書の作成・公表（2025年度分）	○報告書の確認・評価 ○評価結果のホームページでの公表
	2027年度	報告書の作成・公表（2026年度分）	○報告書の確認・評価 ○評価結果のホームページでの公表
第2次計画期間	2028年度	報告書の作成・公表（2027年度分） 次期計画書の作成・公表	○報告書の確認・評価 ○評価結果のホームページでの公表 ○表彰の実施 ○計画書の確認・評価 ○評価結果のホームページでの公表

4 横浜市の制度の特徴

重点対策を設定し、排出抑制対策の効果的な実施を促します

社会情勢の変化に伴う、脱炭素経営の推進やサプライチェーン排出量の算定等、中長期的な対策を「重点対策」として設定し、その実施状況を確認します。

番号	名称
1	脱炭素経営に関する取組の実施
2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定
3	脱炭素に向けた調達方針の策定
4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供
5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入
6	サステナブルファイナンスの実施
7	LED 照明の導入
8	電力需給バランス調整への寄与

※設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策を「基本対策」として設定

複数の評価項目により取組内容を評価します

市域で実施する様々な取組を評価します。

評価項目	
計画書	削減目標の設定状況
	基本対策の実施状況及び計画
	重点対策の実施状況及び計画
報告書	排出量削減率
	エネルギー消費原単位の改善率
	使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合
	次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入状況
	基本対策の実施状況
	重点対策の実施状況

5 制度の留意点

神奈川県「事業活動温暖化対策計画書制度」や国の類似制度との関係

対象とする事業者の基準や排出量の算定方法など、本制度の基本的な部分は、原則として「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」を踏まえています。

横浜市域は、神奈川県の計画書制度の適用から除外されているため、横浜市へ報告した分を、再度神奈川県に提出する必要はありません。

市による指導及び勧告等

横浜市は、計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導や助言を行います。

また、評価を行うにあたって必要な限度において立入検査を行います。

計画書や報告書の提出・公表を行わない場合、必要な措置をとるよう勧告を行う場合があります。

お問合せ先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
脱炭素マネジメント課（計画書制度担当）

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10（30階）

電話：045-671-4224

FAX：045-663-5110



最寄駅からの所要時間
・みなとみらい線 馬車道駅直結
・JR 桜木町駅徒歩3分
・横浜市営地下鉄 桜木町駅徒歩3分



計画書制度につきましてはウェブページを御参照ください。

横浜市 計画書制度

検索